

2011年

ドーピング防止のための
選手必携書



スポーツ振興くじ助成事業

財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

選手証明書

名 前 _____

平成23年
都道府県名 _____

選手本人
写真貼付

国体に参加する選手は必ずこの欄に署名捺印してください

国民体育大会ドーピング検査
同意書

財団法人 日本体育協会
会長 森 喜朗 殿

平成23年第66回国民体育大会参加にあたり、①国体諸規定および日本ドーピング防止規程を遵守し、ドーピング検査を受けることに同意します。②ドーピング検査結果の裁定に不服の場合、日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うことに同意します。

平成 年 月 日

出場競技名 _____

選手氏名 _____ 男・女 印

生年月日(西暦) _____ 年 月 日

選手が未成年の場合、保護者(親権者)も署名してください。

保護者 _____ 印
(法定代理人親権者)

ドーピング防止のための 選手必携書

ドーピングの撲滅のため、2007年2月1日に、ユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」が発効となりました。この国際規約は、世界ドーピング防止規程（WADA code）に規定されている原則、諸規則を世界中の国々が順守していくことを求めています。同国際規約の発効を受けて、JADAでは、国内におけるドーピング防止活動を主導し、これまで以上に活発な活動を展開して行きます。

本書は、競技者や競技支援要員に必要とされる基本的なドーピング防止活動の知識を分かり易くまとめたものです。日常のスポーツ活動時にも携行していただき、身近な情報源として役立てていただければ幸いです。

JADAでは、文書での案内とともに、ホームページ（<http://www.anti-doping.or.jp/>）を通じ各種情報を発信していきます。ホームページの情報もご活用ください。

目 次

I	ドーピングはなぜいけないか？	4
II	治療目的使用に係る除外措置（TUE）	5
III	ドーピング検査の受け方	10
1.	通告	10
①	競技会検査では	10
②	競技会外検査では	12
2.	ドーピング検査室の受付	13
3.	ドーピング検査を断わると	14
4.	ドーピング検査待合室で	15
5.	トイレでの採尿	17
6.	検体尿の分注と封印	18
7.	尿量が90mlに不足したとき	20
8.	7日以内に使った薬などの申告	21
9.	公式記録書の確認と署名、結果の通知	23
10.	ドーピング検査で分からないことがあるときは	25
	＜ドーピング検査の手順＞	26
IV	ドーピングに関する薬の知識	28
1.	かぜ薬	28
2.	漢方薬	29
3.	サプリメント	30
4.	治療薬	31
5.	薬で分からないことがあるときは	32

付 録

1. 国民体育大会について…………… 33
 国民体育大会会場地一覧(第66回国民体育大会) …… 33
2. 2011年禁止表国際基準…………… 34
3. 競技団体…………… 43
4. 都道府県体育協会…………… 46
5. 薬についての問い合わせ
 薬剤師会ドーピング防止・ホットライン …… 48
6. 常備薬メモ欄…………… 50

I ドーピングはなぜいけないか？

ドーピングとは、競技能力を高めるために薬物などを使用したり、その使用を隠蔽したりすることです。ドーピングは

- (1) スポーツの価値を損なう
- (2) フェアプレーの精神に反する
- (3) 競技者の健康を害する
- (4) 反社会的行為である

という理由からルールで禁止されています。「する」くて、「危険」な行為を容認することは、スポーツの健全な発展を妨げるからです。

ルールでは禁止表に示される物質や方法の使用がドーピングにあたります。ドーピング検査で禁止物質が検出された場合は、治療目的であったとしても所定の手続きをとっていなければ制裁がかせられます。したがって、競技者はルールをよく理解し、治療目的で薬を使用する時もドーピング防止のルールに詳しいスポーツドクターに相談するなどの注意が必要です。



Ⅱ 治療目的使用に係る除外措置（TUE）

禁止物質や禁止方法であっても、事前に所定の手続きによってTUEが認められれば、例外的に使用することができます。ただし、TUEが承認されていなければ、医療上の理由でも禁止物質を使用すると「ドーピング防止規則違反」と判断されることがあるので、十分注意して手続きを行ってください。



1.TUEが承認される条件

- (1) 治療上使わざるをえない（使用をしないと健康上重大な障害を及ぼすことが予測される）
- (2) 禁止物質または禁止方法を使用する以外に代替えの治療法がない
- (3) 治療として使用した結果、健康状態に戻る以上に競技力を向上させない
- (4) 治療の必要性が、以前のドーピング行為の結果生じたものではないこと

2.申請手続き

TUE申請書と確認書を日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のホームページからダウンロードして入手し、競技者、保護者（競技者が未成年の場合のみ）、および治療を担当している医師が所定の事項を記入します。

添付資料

確認書に記載されているように詳細な医療記録や、血液検査やレントゲン診断の検査結果のコピーを申請書のほかに必ず提出してください。（「吸入サルブタモールあるいは吸入サルメテロール」以外の吸入ベータ2作用薬を申請する場合は、JADAのホームページから「JADA吸入ベータ2作用薬使用に関する情報提供書」をダウンロードして使用してください）

3.提出期限

申請書は、原則として競技会の30日前までにJADAに届くように提出してください。

4.申請書の審査

JADA・TUE委員会において、提出された申請書にもとづき3名以上の医師が審査します。

5.審査結果

申請の審査結果はJADAから「日本アンチ・ドーピング機構TUE委員会の判定」が直接競技者に対して発行されます。国体の場合は、所属の都道府県体育協会へTUE承認情報を通知します。

6.提出先

競技者は、申請書類を原則として（財）日本アンチ・ドーピング機構TUE委員会宛に直接郵送で送ってください。

緊急の場合にはファックスでも受け付けます。（ただし原本は追って郵送してください）。

また、競技者の責任において、所属の競技団体または都道府県体育協会を経由して（財）日本アンチ・ドーピング機構TUE委員会に提出することも可能です。

（ 国際競技連盟の検査対象者登録リストの競技者は、国際競技連盟に提出します。
また国際競技大会へ出場する場合は、大会主催機関に確認してください。 ）

《申請書の提出先》

- （財）日本アンチ・ドーピング機構TUE委員会に申請してください。

〒115-0056 東京都北区西が丘3-15-1 財団法人日本アンチ・ドーピング機構 TUE委員会 宛 TEL：03-5963-8030 FAX：03-5963-8031

*緊急の場合はファックスでも受け付けますが、
くれぐれもファックス番号を間違えないように!!

7.2011年1月1日からの主な変更点

- ① 禁止物質として、「SO. 未承認物質」が追加されました。
- ② 血小板由来製剤の筋肉内使用が禁止でなくなりました。
- ③ 「使用の申告」が必要な物質・方法はなくなりました。

吸入サルブタモール、吸入サルメテロール、糖質コルチコイドの局所使用（関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外、皮内、吸入）については、「TUE」も「使用の申告」も不要です。

「吸入サルブタモールあるいは吸入サルメテロール」以外の吸入ベータ2作用薬の使用については、あらかじめ医療記録（JADAへ提出する場合は「JADA吸入ベータ2作用薬使用に関する情報提供書」）を添付してTUEを申請して承認を得てください。詳しくは、「医師のためのTUE申請ガイドブック2011」を参照してください。

- ④ 「血液を採取し、操作を加え、循環系へ再注入する一連の処置」が禁止されました。献血や成分献血は禁止ではありません。血液透析はTUEが必要です。

TUE申請のしかた

①申請書類を入手

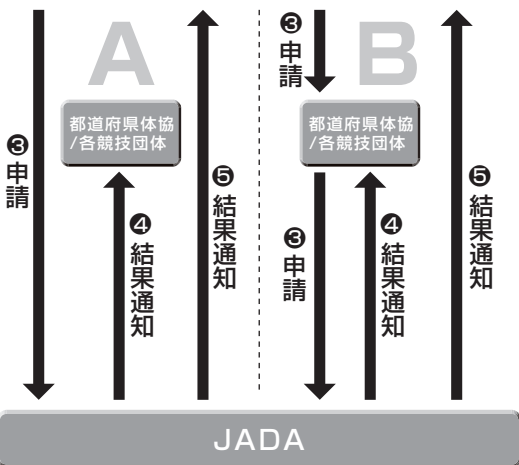
競技者から直接JADA TUE委員会へ申請します(A)。

また、競技者の自己責任において(B)の申請も可能です。



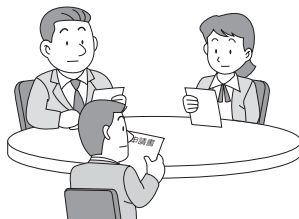
競技者

②作成 担当の医師に必要事項を
もれなく書いてもらう



TUE委員会で審査

団体の場合は、所属の都道府県体育協会へTUE承認情報を通知します。



Ⅲ

ドーピング検査の受け方

1. 通告

①競技会検査では

通告がドーピング検査の始まり

- すべての競技者は、ドーピング検査を受ける可能性があります。
- ドーピング検査は、まず「通告」からはじまります。競技終了後、シャペロンと呼ばれる係員から、「公式記録書」がしめされるので、つぎのことを確認しておきます。
 - ・シャペロンの署名。
 - ・公式記録書の記載内容（大会名、日時、種目、抽出方法等。）
- 自分が対象であることを確認したら、同意の署名をします。
- ドーピングコントロールパスを首にかけます。
- 通告のあとはシャペロンと行動を共にします。わからないことがあれば、シャペロンにたずねてください。
- ドーピング検査室へは、チームドクター、監督、またはコーチなど1人の同伴が認められています。
- ドーピング検査室には通告後できるだけ早く到着しなければなりません。同伴者をさがしたり、表彰式などで遅れる場合は事情が考慮されるので、これも申し出てください。

-
- 時間の重なる次の競技があるときは、すぐにシャペロンにつげ、検査員（ドーピングコントロールオフィサー：以下DCO）と相談してください。



②競技会外検査では

競技会外検査は、「事前の通告なし」が原則です

- 競技会外検査は、トレーニングに支障のないように配慮され行われます。
- 禁止物質のうち、「興奮薬」、「麻薬」、「カンナビノイド」、「糖質コルチコイド」は検査対象になりません。
- 競技会外検査では、本人を確認ができる写真付き身分証明書が必要になります。
- 競技会外検査では、検査が練習会場や自宅、宿泊先で行われることもあります。
- 通告後の手続きは、競技会検査と同様です。
- DCOの身分証明書は必ず確認してください。



2. ドーピング検査室の受付

ドーピング検査室には、関係者以外は出入りできない

- ドーピング検査室には、関係者以外は立ち入りできません。
- 競技者1人に同伴者1人の付き添いが認められます。
- 受付では、本人の確認を行います。競技会ではナンバーカード、背番号などをみせます。検査では写真付きの身分証明書を提示します。
- 公式記録書に到着時間が記入され、その他の必要事項の記入がすめば、採尿まで、待合室で待機します。
- 受付の後にドーピング検査の流れについて、DCOから説明を受けます。
- すべての手続きが終了するまで、原則としてドーピング検査室内に留まることになります。
- どうしても外出が必要な時は、DCOの許可を得て、シャペロンと行動を共にして外出します。



3. ドーピング検査を断わると

自分がクリーンであることを証明できない

- ドーピング検査は、ルールを守っていることを証明できるチャンスなのです。自分がクリーンであることを証明できる唯一の方法でもあります。

疑われても仕方がないことになってしまう

- 検査を断ることは、「自分は陽性です」ということと変わりがなく、ドーピング防止規則違反として制裁の対象となります。

最も重い違反と同じ処分を受ける

- 検査を拒否した場合、ドーピング防止規則違反をしたことになり、重い処分を受けます。処分に対して異議申し立てはできますが、検体を取っていないので、再検査の要求は当然できません。



4. ドーピング検査待合室で

リラックスして、検査を早く終わらせる

- 競技後はたまっている尿の量が少ないことが多いので、適度に水分を補給して、リラックスして尿をためてください。
- 自分で早く出そうと焦ったり、同伴者がせかしたりすると、尿量が規定に達せず、再度採尿することになります。
- 尿がたまっている感じがあっても、緊張していると出ないことはあります。時間をかけてゆっくり出そうとするのも良いでしょう。
- それでも足りないときは、後で出た尿と足し合わせるので、一度で出そうと焦る必要はありません。ゆっくりとリラックスして尿をためましょう。



わからないことは確認しよう

- 待合室では、検査についてわからないことがあれば、DCOに質問しましょう。

検査が終了するまでは、不正が入り込まないように

- 待合室内で、競技者は見張られているのではなく、不正が入り込まないようにお互いに確認をしているのです。
- ドーピングのような「する」はしない、という競技者としてのプライドが大切です。
- 水分補給をするときは、複数の未開封の安全な飲料を、自分で選んで自分で封を開けて飲みます。
- 更衣などをするときには、同性のシャペロンが立ち会います。
- 待合室の中で、写真を撮影したり、ほかの競技者にサインを求めることなどは禁止です。



5. トイレでの採尿

本人の尿であることを互いに確認する作業

- 十分尿がたまっていると思えば、DCOへ申し出ます。
- 着衣はなるべく少なくして、Tシャツ、ランニングパンツ程度が適当です。
- 採尿用カップを複数の中から1つ選びます。
- 開封された形跡やよごれが無いかを確認し、自分で封を切ってカップを取り出します。
- カップには目盛りが付いているので、90mlの線を確認しておきます。
- 同性のDCOがトイレの中まで同行し、本人の排尿であることを確認します。
- 普段と違って緊張するところですが、こそこそと不自然な動きをしないようにしてください。
- 尿をはじめから採尿カップにとり、90ml以上が必要となります。
- 採尿がすめば、すぐにしっかりとフタをして、こぼさないように注意します。
- 尿検体は自分で持ち運びますが、手を洗うときや移動するときにも自分とDCOの視野の中に入れておくようにします。



6. 検体尿の分注と封印

- 90ml以上の尿が取れた場合、検体をAとBのボトルに分注、封印します。

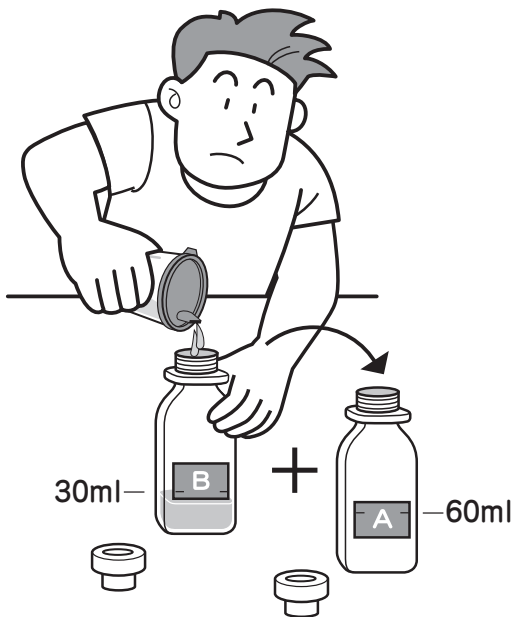
疑問が生じないように、作業は自分で

- 作業は原則として競技者自身が行います。
- DCOの指示に従い、あわてず丁寧に作業を行ってください。

<手順>

- 1) 検体用ボトルの入った、発泡スチロールの箱を複数の中から1つ選びます。
- 2) 紫色のテープをはがして開封し、白いテープを引上げると、箱は開きます。
- 3) A検体用（オレンジ）、B検体用（ブルー）のボトルを取り出し、封印状態などに異常が無いことを確認します。
- 4) すべての番号（箱、ボトル2ヶ、キャップ2ヶ、バーコードシール8枚；合計13ヶ所）が同じであることを確認します。
- 5) 8枚のバーコードシールを書類と封筒に貼る作業は、DCOが行います。
- 6) 尿をこぼさないように、採尿カップのフタが閉まっていることを確認してから、注ぎ口をボトルの口に合わせて、ゆっくり注ぎます。
- 7) 最初はBボトルに（ブルーのラベルに表記されている線まで）入れ、残りを全部Aボトルに入れると、採尿カップに少し尿が残ります。
- 8) 両ボトルともキャップを上から軽く押しながら回し、音がしなくなるまで確実に最後まで閉めて、封印が完了します。ボトルを箱に戻します。

-
- 9) 残った尿で比重をはかります。比重が低すぎる(比重計使用時1.005未満：尿が薄すぎる)と再採尿を求められることがあります。
- 10) 比重が低すぎた場合、「5.トイレでの採尿」に戻ります。水分を取らずに次の採尿まで最低でも1時間待ちます。



7. 尿量が90mlに不足したとき

心配する必要はありません。一時的に封印をして、次の尿と足し合わせます。

- 尿量が90mlに不足したときは、尿を安全に保管する「部分検体」を作成します。

<手順>

- 1) 部分検体キットを複数の中から1つ選びます。
- 2) 検体用ボトルの入った、発泡スチロールの箱を複数の中から1つ選びます。
- 3) 紫色のテープをはがして開封し、白いテープを引上げると、箱は開きます。
- 4) 箱、ボトル、キャップの番号を確認します。
- 5) A検体用のボトル（オレンジ）のみを開封します。
- 6) Aボトルに尿の全量を入れ、部分検体キットの仮キャップをしっかりとはめて、ボトルは箱に戻します。
- 7) すべてのキット類（ボトル、キャップ、バーコードシール、ふくろ）を箱に入れ、部分検体用シールで封をします。部分検体用シールの番号を公式記録書と照合して確認し、公式記録書の部分検体欄に署名し、待合室に戻ります。
- 8) 残りの量の尿が出せると感じたら、「5.トイレでの採尿」の手順で、新しいカップを使用し、採尿します。
- 9) 部分検体用シールの番号を公式記録書に記入されている番号と照合して、部分検体の入った箱に異常がないかを確認してから、中のキット類を取り出します。
- 10) 仮キャップを取り外して、新しいカップにAボトルの尿を全部入れて、後からとった尿を継ぎ足します。合計の尿量を確認します。
- 11) 90ml以上あれば「6.検体尿の分注と封印」に進み、足りなければ「7.尿量が90mlに不足したとき」を繰り返します。

8. 7日以内に使った薬などの申告

食事以外で口にすることは、必ず記録しておくこと

- 検査の日から7日以内に使用した薬物やサプリメントは、なるべく正確に申告します。特に薬の名前は正確さが必要なので、メモしておくようにしましょう。
- 医療機関で治療を受けたときは、処置に使った薬剤と処方されて飲んでいる薬剤は、必ず記録を受けとって、説明書きと共に持つようにします。薬をいつ、どのくらい、使用したかは忘れやすいので、記録に残しておいたほうが良いでしょう。記入欄が不足する場合は、補足用紙に記入することができます。

治療薬の事前申請は

- 治療としてに禁止物質の処方を受ける場合は、「治療目的使用に係る除外措置 (TUE)」の申請手続きが必要です。必ず、ドーピング防止ルールにくわしいスポーツドクターあるいはチームドクターに相談してください。
- 「Ⅱ 治療目的使用に係る除外措置 (TUE)」(5～9ページ)をよく読んで、正しい申請手続きを行ってください。
- 医療機関で処方された薬は、禁止物質のいかなを問わず、その治療記録とともに必ず「常備薬メモ欄 (50ページ)」あるいは「お薬手帳」に記載しておき、検査のときに忘れず申告します。

サプリメントは自己責任で

- サプリメントは表示成分以外に禁止物質を含むことがあるため、内容の確認が困難です。サプリメントの服用は自己責任になります
- サプリメント類は自分の責任で使用するようになるため、商品名、成分、製造販売会社名は、いつでも分かるようにしておきましょう。



9. 公式記録書の確認と署名、結果の通知

公式記録書は複写になっているので、分離する前にしっかり確認する

- 公式記録書に必要事項が記入されると、最後に競技者と同僚者が確認の署名をします。署名をする前には、競技者の姓名、連絡先、生年月日、尿量、比重、時刻などが正確に記入されていることを一通り確認します。また、バーコードシールも正確にはられていることを確認します。さらに、分析機関に送られる用紙に、個人を特定できる情報が写っていないことを確認します。
- 検査に関して、説明されても解決しない疑問や不満などがあれば、補足報告書に記入します。
- 関係者の署名が完了すると、公式記録書の競技者用の写し（ピンク）を受け取ります。



結果に問題があるときは

- A検体の分析結果に疑わしい所見があれば、競技者、競技団体に伝えられます。結果について納得が行かなければ、B検体の分析を要求することができます。この分析には競技者本人にも立ち会う権利があります。
- 事情を正確に把握することが必要になるので、検査前に口に入れた物など、もう一度良く思い出して整理をし、説明するようにします。



10. ドーピング検査で分からないことがあるときは

疑問があれば必ず確認するように

- ドーピング検査の手続きの中で、「なぜ」と疑問に思うようなときには、DCOに質問してください。
- 競技者一人で検査を受けると、余裕もなく気がつかないことも出てきます。できる限り同伴者につきそってもらい、手順を確認し、疑問を解決するようにしましょう。

ほとんどのことはこの必携書に書いてあります

- ドーピング検査については、この必携書の中にほとんどのことが書かれています。必ず、内容を事前に確認してください。



ドーピング検査の手順

- 1** 選手にドーピング検査を行なうという通告、できるだけ早くドーピング検査室で受付



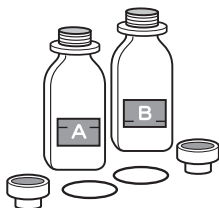
- 2** ドーピング検査室で受付



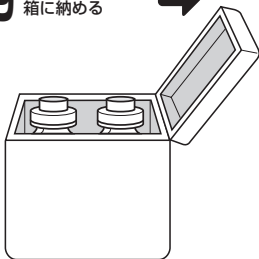
- 8** 尿検体を採尿カップからBボトルへ30ml 残りをAボトルへ入れる



- 7** 箱からA、Bボトルを取り出し、状態を確認



- 9** A、Bボトルを箱に納める



- 10** 検査の日から7日以内に使用した薬物・サプリメントを申告する



3 待合室で飲み物を
飲みながら
待機する



4 検査室で採尿カップを
選ぶ



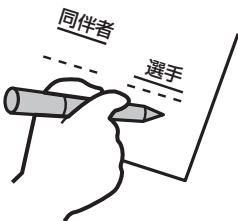
6 サンプルキット
の選択



5 専用トイレで採尿
カップに尿検体を入
れる (90ml以上)
同性のDCOが立っ
て確認



11 公正に検体採取作業が
行なわれたことを確認
して署名をする



12 終了 (DCOは原本
を保管、選手は控え
を受取る)



IV

ドーピングに関する薬の知識

1. かぜ薬（総合感冒薬・鼻炎薬）

総合感冒薬には禁止物質が含まれることが多い

- 総合感冒薬には十分注意しましょう。禁止物質であるエフェドリンなどを含むことが多いからです。薬の外箱で成分をチェックしましょう。メチルエフェドリン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、麻黄（マオウ）などは禁止成分です。

鼻炎の薬にも要注意

- 総合感冒薬と同じく禁止物質であるエフェドリンなどが含まれることが多く要注意です。鼻炎スプレーも成分をチェックする必要があります。咳止めとして含まれているコデインは、禁止物質ではありません。

2. 漢方薬

漢方薬にはたくさんの複雑な成分が含まれている

- 漢方薬も「薬」です。その成分は大変複雑で、成分を調べることも困難です。漢方薬にも明らかに禁止物質を含むものがあり、麻黄（マオウ）、ホミカ（ストリキニーネを含む）はその代表です。
- 漢方薬は生薬を使うので、名前が同じでも、製造会社、原料の産地、収穫の時期などで成分が違うことがあります。成分が全部記載されていないとチェックできない上に、成分の含有量が一定していないのが普通です。
- 内容成分の正確な把握はできません。



3. サプリメント

サプリメントの内容確認はむずかしい

- サプリメントが薬と違うのは、製造、販売等の規制が厳しくない点です。
- 蛋白同化薬などの禁止物質を含むサプリメントが出回っていることも事実です。
- 表示されていない禁止物質が混入されている商品もあり、注意が必要です。
- サプリメントの服用は自己責任です。「これは安全」と保証することは大変難しいからです。



4. 治療薬

治療に使った薬は記録に残すように

- 医療機関を受診するときは「スポーツ競技者なので禁止物質を処方しないでほしい」ことを伝えましょう。
- 治療を受けたときに使われた薬が分かるようにしてください。主治医には、「常備薬メモ欄」あるいは「お薬手帳」に治療記録を記載してもらいましょう。
- 普段持っている治療薬は、必ず正確な薬物名、用法、用量のメモを持ち、説明書きがあれば、一緒に持っておきます。特に症状があるときだけ飲む薬（頓用薬）は、飲んだときに日付と用量をメモしておきます。
- 薬については、ドーピング防止ルールにくわしいスポーツドクターやスポーツファーマシスト*のチェックを受けるようにしてください。

*（財）日本アンチ・ドーピング機構が認定したドーピング防止に関する情報、知識を持つ薬剤師）

① 処方薬

- 処方したドクターに確認し、禁止物質を治療のために使用しなければならない場合はTUEを申請してください。
- わからない医薬品の場合は、必ず問い合わせ（32ページ）ください。
- 救急治療または急性症状の治療が必要な場合は禁止物質・禁止方法を使用した後に申請する遡及的TUE申請が認められます。

② 市販薬

- 市販の薬は、必ず外箱に「成分表示」がされていて、中に「説明書」が入っています。これらは捨てないで薬と一緒に持っていてください。
- わからなければ必ず問い合わせ（32ページ）確認してから服用してください。

5. 薬で分からないことがあるときは

- 薬品に対するお問い合わせは、都道府県薬剤師会に設置された薬剤師会ドーピング防止ホットライン（48ページ参照）、JADA、または財団法人日本体育協会のドーピング防止ホットラインにお問い合わせください。



付録-1 国民体育大会について

国体の概要

国体は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的とする、わが国最大の国民スポーツの祭典で、昭和21年（1946年）に京阪神地域を中心に近畿地区で第1回大会が開催されました。以来、都道府県対抗・各都道府県持ち回り方式で毎年開催され、昭和36年（1961年）からは、国のスポーツ振興法に定める重要行事の一つとして行われています。

第66回国民体育大会冬季大会

◆スケート・アイスホッケー競技会（青森県）

会期 平成23年1月26日（水）～30日（日）

会場一覧

平成22年12月1日現在

競 技 等		会場地	会場
スケート	スピードスケート	八戸市	長根公園スケートリンク
	フィギュアスケート	三沢市	三沢アイスアリーナ
	ショートトラック		
アイスホッケー		八戸市	新井田インドアリンク
			南部山アイスアリーナ
		南部町	ふくちアイスアリーナ

◆スキージャンプ競技会（秋田県）

会期 平成23年2月12日（土）～15日（火）

会場一覧

平成22年12月1日現在

競 技 等		会場地	会場
スキー	ジャイアントスローム	鹿角市	花輪スキー場
	スペシャルジャンプ		
	コンバインド		
	クロスカンントリー		

付録-2 2011年禁止表国際基準 (2011年1月1日発効)

すべての禁止物質は「特定物質」として扱われるものとする。但し、S1, S2.1からS2.5, S.4.4およびS6.a.および禁止方法M1, M2およびM3は除く。

常に禁止される物質と方法（競技会（時）及び競技会外）

S0. 未承認物質

禁止表の以下のどのセクションにも対応せず、人体への治療目的使用が現在どの政府保健医療当局でも承認されていない薬物（すなわち、前臨床段階、臨床開発中、あるいは臨床開発が中止になった薬物）は常に禁止される。

禁止物質

S1. 蛋白同化薬

蛋白同化薬は禁止される。

1. 蛋白同化男性化ステロイド薬(AAS)

a. 外因性* AAS；例として下記のものがある。

1-アンドロステンジオール (5 α -アンドロスト-1-エン-3 β , 17 β -ジオール)、1-アンドロステンジオン (5 α -アンドロスト-1-エン-3, 17-ジオン)、ポランジオール (19-ノルアンドロステンジオール)、ポラステロン、ボルデノン、ボルジオン (アンドロスタ-1, 4-ジエン-3, 17-ジオン)、カルステロン、クロステポール、ダナゾール (17 α -エチニル-17 β -ヒドロキシアンドロスト-4-エノ[2, 3-d]イソキサゾール)、デヒドロクロロメチルテストステロン (4-クロロ-17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルアンドロスタ-1, 4-ジエン-3-オン)、デソキシメチルテストステロン (17 α -メチル-5 α -アンドロスト-2-エン-17 β -オール)、ドロスタノロン、エチルエストレノール (19-ノル-17 α -プレグナン-4-エン-17-オール)、フルオキシメステロン、ホルメポロン、フラザポール (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチル-5 α -アンドロスタノ[2, 3-c]-フラザン)、ゲストリノン、4-ヒドロキシテスト

ステロン (4, 17 β -ジヒドロキシアンドロスト-4-エン-3-オン)、メスタノロン、メステロロン、メテノロン、メタンジエノン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルアンドロスタ-1, 4-ジエン-3-オン)、メタンドリオール、メタステロン (2 α , 17 α -ジメチル-5 α -アンドロスタン-3-オン-17 β -オール)、メチルジエノロン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルエストラ-4, 9-ジエン-3-オン)、メチル-1-テストステロン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチル-5 α -アンドロスト-1-エン-3-オン)、メチルノルテストステロン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルエストル-4-エン-3-オン)、メチルテストステロン、メトリボロン (メチルトリエノロン, 17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルエストラ-4, 9, 11-トリエン-3-オン)、ミボレロン、ナンドロロン、19-ノルアンドロステンジオン (エステル-4-エン3, 17-ジオン)、ノルボレトン、ノルクロステボール、ノルエタンドロロン、オキサボロン、オキサンドロロン、オキシメステロン、オキシメトロン、プロスタノゾール (17 β -ヒドロキシ-5 α -アンドロスタノ[3, 2-c]ピラゾール)、キンボロン、スタノゾロール、ステンボロン、1-テストステロン (17 β -ヒドロキシ-5 α -アンドロスト-1-エン-3-オン)、テトラヒドロゲストリノン (18 α -ホモブレグナ-4, 9, 11-トリエン-17 β -オール-3-オン)、トレンボロン

及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

b. 外因的に投与した場合の内因性** AAS :

アンドロステンジオール (アンドロスト-5-エン-3 β , 17 β -ジオール)、アンドロステンジオン (アンドロスト-4-エン-3, 17-ジオン)、ジヒドロテストステロン (17 β -ヒドロキシ-5 α -アンドロスタン-3-オン)、プラステロン (デヒドロエピアンドロステロン、DHEA)、テストステロン

及び下記の代謝物と異性体

5 α -アンドロスタン-3 α , 17 α -ジオール, 5 α -アンドロスタン-3 α , 17 β -ジオール, 5 α -アンドロスタン-3 β , 17 α -ジオール, 5 α -アンドロスタン-3 β , 17 β -ジオール, アンドロスト-4-エン-3 α , 17 α -ジオール, アンドロスト-4-エ

ン-3 α , 17 β -ジオール、アンドロスト-4-エン-3 β , 17 α -ジオール、アンドロスト-5-エン-3 α , 17 α -ジオール、アンドロスト-5-エン-3 α , 17 β -ジオール、アンドロスト-5-エン-3 β , 17 α -ジオール、4-アンドロステンジオール (アンドロスト-4-エン-3 β , 17 β -ジオール)、5-アンドロステンジオン (アンドロスト-5-エン-3, 17-ジオン)、エピ-ジヒドロテストステロン、エピテストステロン、3 α -ヒドロキシ-5 α -アンドロスタン-17-オン、3 β -ヒドロキシ-5 α -アンドロスタン-17-オン、19-ノルアンドロステロン、19-ノルエチオコラノン。

2. その他の蛋白同化薬；例として下記のものがある

クレンプテロール、選択的アンドロゲン受容体調節薬 (SARMs)、チボロン、ゼラノール、ジルパテロール
このセクションにおいて、

* 「外因性(exogenous)」とは、通常は体内で自然につくられ得ない物質をいう。

** 「内因性(endogenous)」とは、体内で自然につくられる物質をいう。

S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

下記の物質及びそれらの放出因子は禁止される。

- 1.赤血球新生刺激物質 [エリスロポエチン (EPO)、ダルベポエチン (dEPO)、低酸素誘導因子 (HIF) 安定薬、メトキシポリエチレングリコール-エポエチンベータ(CERA)、ペジネサタイド (ヘマタイド) 等]
- 2.男性における絨毛性ゴナドトロピン(CG)および黄体形成ホルモン(LH)
- 3.インスリン類
- 4.コルチコトロピン類
- 5.成長ホルモン (GH)、インスリン様成長因子 (IGF-1)、線維芽細胞成長因子類(FGFs)、肝細胞増殖因子(HGF)、機械的成長因子 (MGFs)、血小板由来成長因子(PDGF)、血管内皮増殖因子(VEGF)、筋、腱あるいは靭帯での蛋白合成／分解、血管新生、エネルギー利用、再生能あるいは筋線維組成の変換に影響を与えるその他の成長因子

及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

S3. ベータ2作用薬

すべてのベータ2作用薬は、両光学異性体を含めて禁止される。但し、サルブタモール（24時間で最大1600 μ g）およびサルメテロールが、製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入使用される場合は除く。

尿中のサルブタモールが1000 ng /mLを越える場合は、治療を意図した使用とはみなされず、管理された薬物動態研究を通してその異常値が治療量のサルブタモール（24時間で最大1600 μ g）の吸入使用の結果であることを競技者が立証しないかぎり、違反が疑われる分析報告として扱われることになる。

S4. ホルモン拮抗薬と調節薬

下記の種類の物質は禁止される。

1. アロマターゼ阻害薬としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
アミノグルテチミド、アナストロゾール、アンドロスタ-1,4,6-トリエン-3,17-ジオン（アンドロスタトリエンジオン）、4-アンドロステン-3,6,17-トリオン（6-オキソ）、エキセメスタン、ホルメスタン、レトロゾール、テストラクトン。
2. 選択的エストロゲン受容体調節薬（SERMs）としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン。
3. その他の抗エストロゲン作用を有する薬物としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント。
4. ミオスタチン機能を修飾する薬物としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
ミオスタチン阻害薬。

S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

隠蔽薬は禁止される。隠蔽薬には下記のものが含まれる。

利尿薬、デスマプレシン、血漿増量物質 [グリセロール、および以下の物質（アルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルデンプン、マンニトール）の静脈内投与等]、プロベネシド

及び類似の生物学的効果を有するもの

利尿薬には、下記のものが含まれる：

アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロラクトン、チアジド類（ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド等）、トリアムテレン、

及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。（但し、ドロスペリノン、パマブロムおよび局所使用のドルゾラミドおよびプリンゾラミドは禁止物質には含まれない）

利尿薬もしくは隠蔽薬と併用して、閾値水準が設定されている物質（サルブタモール、モルヒネ、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン）を如何なる用量でも使用する場合は、利尿薬もしくは隠蔽薬に加え、閾値水準が設定されている物質についても治療目的使用に係る除外措置が競技会および競技会外の状況に応じて必要である。

禁止方法

M1. 酸素運搬能の強化

下記の事項が禁止される。

1. 血液ドーピング：自己血、同種血、異種血又はすべての赤血球製剤を投与することを含む。
2. 酸素摂取や酸素運搬、酸素供給を人為的に促進すること〔過フルオロ化合物、エファプロキシラル（RSR13）、修飾ヘモグロビン製剤（ヘモグロビンを基にした血液代替物質、ヘモグロビンのマイクロカプセル製剤等）が含まれるが、これらに限定するものではない〕。但し、酸素自体の補給は除く。

M2. 化学的・物理的操作

下記の事項が禁止される。

1. ドーピングコントロールで採取された検体の完全性及び有効性を変化させるために改ざん又は改ざんしようとすることは禁止される。これらにはカテーテルの使用、尿のすり替え、尿の改質（蛋白分解酵素等）などが含まれるが、こ

れらに限定するものではない。

2. 静脈内注入は禁止される。但し、医療機関の受診過程※、または臨床的検査において正当に受ける静脈内注入は除く。
※JADA訳注：救急搬送中の処置、外来及び入院中の処置を全て含む。
3. 血液を採取し、操作を加え、循環系へ再注入する一連の処置は禁止される。

M3. 遺伝子ドーピング

下記の競技能力を高める可能性のある事項は禁止される。

1. 核酸または核酸配列の移入
2. 正常なあるいは遺伝子を修飾した細胞の使用
3. 遺伝子発現を変化させることによって競技能力に影響することが知られている機能に直接的あるいは間接的に作用する物質の使用。

例として、ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ (PPAR δ) 作働薬 (GW1516等) およびPPAR δ -AMP 活性化プロテインキナーゼ (AMPK) 系作働薬 (AICAR等) は禁止される。

競技会（時）に禁止される物質と方法

前文S0～S5、M1～M3に加えて、下記のカテゴリーは競技会（時）において禁止される。

禁止物質

S6. 興奮薬

すべての興奮薬（関連した物質の両光学異性体を含む）は禁止される。但し、局所使用されるイミダゾール誘導体と2011年監視プログラム*に含まれる薬物は除く。

a：非特定物質：

アドラフィニル、アンフェプラモン、アミフェナゾール、アンフェタミン、アンフェタミニル、ベンフルオレックス、ベンズフェタミン、ベンジルピペラジン、プロマンタン、クロベンゾレックス、コカイン、クロプロパミド、クロテ

タミド、ジメチルアンフェタミン、エチルアンフェタミン、ファンプロファゾン；フェンカミン、フェネチリン、フェンフルラミン、フェンプロポレックス、フルフェノレックス、メフェノレックス、メフェンテルミン、メソカルブ、メタンフェタミン（d体）、p-メチルアンフェタミン、メチレンジオキシアンフェタミン、メチレンジオキシメタンフェタミン、モダフィニル、ノルフェンフルラミン、フェンジメトラジン、フェンメトラジン、フェンテルミン、4-フェニルピラセタム（カルフェドン）、プレニラミン、プロリント、このセクションに掲載されていない興奮薬は特定物質である。

b：特定物質（例）：

アドレナリン**、カチン***、エフェドリン****、エタミバン、エチレフリン、フェンブトラゼート、フェンカンファミン、ヘプタミノール、イソメテブテン、レブメタンフェタミン、メクロフェノキサート、メチルエフェドリン****、メチルヘキサミン（ジメチルペンチラミン）、メチルフェニデート、ニケタミド、ノルフェネフリン、オクトパミン、オキシロフリン、パラヒドロキシアンフェタミン、ペモリン、ペンテトラゾール、フェンプロメタミン、プロピルヘキサドリン、プソイドエフェドリン*****、セレギリン、シブトラミン、ストリキニーネ、ツアミノヘプタン

及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

* 2011年監視プログラムに含まれる物質（ブプロピオン、カフェイン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドール、シネフリン）は禁止物質とみなさない。

** アドレナリンは、局所麻酔薬との併用あるいは局所使用（鼻、眼等）の場合、禁止されない。

*** カチン；尿中濃度 $5\mu\text{g}/\text{mL}$ 以上が禁止。

**** エフェドリンとメチルエフェドリン；尿中濃度 $10\mu\text{g}/\text{mL}$ 以上が禁止。

***** プソイドエフェドリン；尿中濃度 $150\mu\text{g}/\text{mL}$ 以上が禁止。

S7. 麻薬

下記の物質は禁止される。

ブプレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、フェンタニル及び誘導体、ヒドロモルフォン、メサドン、モルヒネ、オキシコドン、オキシモルフォン、ペンタゾシン、ペチジン。

※JADA訳注：このセクションには国内法の麻薬以外の物質が含まれる。

S8. カンナビノイド

天然（大麻、ハシシュ、マリファナ等）あるいは合成デルタ9-テトラヒドロカンナビノール（THC）およびカンナビノイド様物質 [“スパイス”（JWHO18, JWHO73を含む）、HU-210等] は禁止される。

S9. 糖質コルチコイド

糖質コルチコイドの経口使用、静脈内使用、筋肉内使用または経直腸使用はすべて禁止される。

特定競技において禁止される物質

P1. アルコール

下記の競技において、アルコール（エタノール）は競技会（時）に限って禁止される。検出方法は、呼気分析または血液分析である。ドーピング違反が成立する閾値（血液の値）は0.10 g/Lである。

航空スポーツ（国際航空連盟：FAI）、アーチェリー（国際アーチェリー連盟：FITA）、自動車（国際自動車連盟：FIA）、空手（世界空手道連盟：WKF）、モーターサイクル（国際モーターサイクル連盟：FIM）、ナインピンおよびテンピンボウリング（国際ボウリング連盟：FIQ）、パワーボート（国際パワーボート連合：UIM）

P2. ベータ遮断薬

特段の定めがある場合を除き、ベータ遮断薬は、下記の競技種目において競技会（時）に限って禁止される。

航空スポーツ（国際航空連盟：FAI）、アーチェリー（国際ア

ーチェリー連盟:FITA) (競技会外においても禁止)、自動車 (国際自動車連盟:FIA)、ビリヤードおよびスヌーカー (世界ビリヤード・スポーツ連合:WCBS、ボブスレーおよびスケルトン (国際ボブスレー連合:FIBT)、プール (国際スポール・ド・プール連合:CMSB)、ブリッジ (世界ブリッジ連盟:FMB)、カーリング (世界カーリング連盟:WCF)、ダーツ (世界ダーツ連盟:WDF)、ゴルフ (国際ゴルフ連盟:IGF)、モーターサイクル (国際モーターサイクル連盟:FIM)、近代五種 (国際近代五種連合:UIPM) 射撃を含む種目において、ナインピンおよびテンピンボウリング (国際ボウリング連盟:FIQ)、パワーボート (国際パワーボート連合:UIM)、セーリング (国際セーリング連盟:ISAF) - マッチレースにおけるヘルムのみ、射撃 (国際射撃連盟:ISSF、国際パラリンピック委員会:IPC) (競技会外においても禁止)、スキー/スノーボード (国際スキー連盟:FIS) - ジャンプ、フリースタイル (エアリアル/ハーフパイプ)、スノーボード (ハーフパイプ/ビッグエアー)、レスリング (国際レスリング連盟:FILA)

ベータ遮断薬としては、下記のもが含まれるが、これらに限定するものではない。

アセブトロール、アルプレノロール、アテノロール、ベタキソロール、ピソプロロール、ブノロール、カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、エスモロール、ラベタロール、レボブノロール、メチプラノロール、メトプロロール、ナドロール、オクスプレノロール、ピンドロール、プロプラノロール、ソタロール、チモロール。

付録-3 競技団体

団体名	郵便番号	住所	電話番号
(財)日本陸上競技連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2300
(財)日本水泳連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2306
(財)日本サッカー協会	113-8311	文京区本郷3-10-15 JFAハウス	03(3830)2004
(財)全日本スキー連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2315
(財)日本テニス協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2321
(社)日本ボート協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2326
(社)日本ホッケー協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2330
(社)日本アマチュアボクシング連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2333
(財)日本バレーボール協会	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷1-30-8 ダヴィンチ千駄ヶ谷内	03(5786)2100
(財)日本体操協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2341
(財)日本バスケットボール協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2347
(財)日本スケート連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2351
(財)日本レスリング協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2354
(財)日本セーリング連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2357
(社)日本ウエイトリフティング協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2359
(財)日本ハンドボール協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2361
(財)日本自転車競技連盟	107-0052	港区赤坂1-9-3 日本自転車会館3号館3F	03(3582)3713
(財)日本ソフトテニス連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2366
(財)日本卓球協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2371
(財)全日本軟式野球連盟	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷4-27-7 軟式野球会館	03(3404)8831
(財)日本相撲連盟	169-0073	新宿区百人町1-15-20	03(3368)2211
(社)日本馬術連盟	104-0033	中央区新川2-6-16 馬事畜産会館6階	03(3297)5611
(社)日本フェンシング協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2378
(財)全日本柔道連盟	112-0003	文京区春日1-16-30 講道館本館5F	03(3818)4199
(財)日本ソフトボール協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2380
(財)日本バドミントン協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2382
(財)全日本弓道連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2387
(社)日本ライフル射撃協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2391

団体名	郵便番号	住所	電話番号
(財)全日本剣道連盟	102-0074	千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階	03(3234)6271
(社)日本近代五種・バイアスロン連合	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2393
(財)日本ラグビーフットボール協会	107-0061	港区北青山2-8-35 秩父宮ラグビー場アトリウム内	03(3401)3321
(社)日本山岳協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2396
公益社団法人日本カヌー連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2400
公益社団法人全日本アーチェリー連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2402
(財)全日本空手道連盟	135-0053	江東区辰巳1-1-20 日本空手道会館	03(5534)1951
(財)日本アイスホッケー連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2404
(社)全日本銃剣道連盟	102-0091	千代田区北の丸公園2-3 (財)日本武道館内	03(3201)1020
(社)日本クレイ射撃協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2408
(財)全日本なぎなた連盟	664-0851	伊丹市中央3-5-8	072(775)2838
(財)全日本ボウリング協会	108-0014	港区芝4-4-10 サンライズ長井ビル8F	03(3452)4501
日本ボブスレー・リュージュ連盟	380-8524	長野市県町524 北野建設(株)内	026(235)6260
(社)日本綱引連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2531
(財)少林寺拳法連盟	170-0004	豊後県大分2-175 観音研修センター3F(財)少林寺拳法連盟東京事務所	03(5961)2190
(財)日本ゲートボール連合	105-0001	港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル2F	03(3580)9397
(社)日本武術太極拳連盟	102-0085	千代田区六番町9 九番館ビル2F	03(3265)9494
(財)日本ゴルフ協会	104-0031	中央区京橋1-12-5 京橋YSビル2F	03(3566)0003
(社)日本カーリング協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2525
(社)日本パワーリフティング協会	104-0033	中央区新川1-19-5	03(5540)1010
(社)日本オリエンテーリング協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3467)4548
(社)日本グラウンドゴルフ協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2477
(社)日本トライアスロン連合	150-0002	渋谷区渋谷2-9-10 青山キングビル3F	03(5469)5401
日本バウンドテニス協会	105-0021	港区東新橋1-1-19	03(3574)8932
(社)日本エアロビック連盟	140-0011	品川区東大井5-7-10 クレストワン3F	03(5796)7521
全日本アマチュア野球連盟	100-0005	千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー8階	03(3201)1155
(社)日本スカッシュ協会	101-0021	千代田区外神田2-1-10 ニュー松本ビル	03(5256)0024
一般社団法人日本ドラゴンボート協会	556-8663	大阪市浪速区湊町2-1-57 サンケイスポーツ事業部内	06(6633)5833

団体名	郵便番号	住所	電話番号
(社)日本自動車連盟	105-0012	港区芝大門1-1-30 日本自動車会館13階	03(3436)2811
NPO法人全世界空手道連盟新極真会	162-0814	新宿区新小川町9-20 新小川町ビル2階	03(3268)5671
国際空手道連盟極真会館	171-0021	豊島区西池袋2-38-1	03(5992)9200
(財)モーターサイクルスポーツ協会	104-0045	中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10階	03(5565)0900
(社)日本アメリカンフットボール協会	140-0001	品川区北品川1-16-1 舟正ビル2階	03(3450)9360
(財)日本障害者スポーツ協会	103-0013	中央区日本橋人形町2-14-9 三星ビル5F	03(5939)7021
(財)日本中学校体育連盟	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館4F	03(3481)2425
NPO法人日本スポーツ芸術協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2415
(社)日本女子体育連盟	151-0052	渋谷区代々木神園町3-1 国立村沢マサ子記念青少年総合センター	03(3469)7995
(社)日本ビリヤード協会	107-0051	港区元赤坂1-5-11 元赤坂マンション603	03(5770)7911
(社)日本ボディビル連盟	111-0053	台東区浅草橋4-9-11 大黒ビル	03(5820)4321
日本セバタクロウ協会	180-0022	東京都武蔵野市境5-24-10 亜細亜大学内	0422(54)9371
日本チェス協会	144-0051	大田区西蒲田7-7-7-504	03(3735)3675
(社)全日本テコンドー協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館	03(3481)2732
日本ローラースポーツ連盟	170-0013	豊島区東池袋1-31-13 三光ビル東池袋第3-506号	03(3983)6335
(社)日本ダンススポーツ連盟	135-0063	江東区有明3-4-2 NTT有明センタービル1階	03(6457)1850
(財)日本ボールルームダンス連盟	103-0007	中央区日本橋浜町2-33-4 日本ダンス会館	03(5652)7351
NPO法人日本水中スポーツ連盟	102-0083	千代田区麹町4-4 パシフィックビルB1F	03(3222)1192
日本フロアボール協会	357-8555	飯能市阿須698 駿河台大学1407号	042(974)7024
(社)国際空手道連盟極真会館 全日本極真連合会	939-8075	富山市今泉333	076(420)1031
NPO法人日本ベタンク協会	113-0033	文京区本郷2-4-1 倉田ビル102	03(5800)1700
全日本囲碁連合	102-0076	千代田区五番町7-2	03(3288)8727
日本フライングディスク協会	124-0024	葛飾区新小岩4-20-24	03(5678)5125
日本カバディ協会	173-0004	板橋区板橋2-38-6-402	03(6905)6841
特定非営利活動法人日本クリケット協会	327-0846	佐野市若松町89 佐野クリケットセンター	050(3766)4483

付録-4 都道府県体育協会

団体名	郵便番号	住 所	電話番号
(財)北海道体育協会	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター	011(820)1701
(財)青森県体育協会	038-0021	青森市大字安田字近野234-7	017(766)2141
(財)岩手県体育協会	020-0133	盛岡市青山4-13-30	019(648)0400
(財)宮城県体育協会	980-0011	仙台市青葉区上杉1丁目2-3 宮城県自治会館3F	022(726)4211
(財)秋田県体育協会	010-0974	秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター	018(864)8090
(財)山形県体育協会	990-2412	山形市松山2-11-30 県スポーツ会館内	023(625)5740
(財)福島県体育協会	960-8065	福島市杉妻町5-75 県庁東分庁舎3号館	024(521)7896
(財)茨城県体育協会	310-0911	水戸市見和1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029(226)9972
(財)栃木県体育協会	320-0057	宇都宮市中戸祭1-6-3 スポーツ会館内	028(622)7677
(財)群馬県体育協会	371-0047	前橋市関根町800 県総合スポーツセンター内	027(234)5555
(財)埼玉県体育協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-14-1 自治会館3階	048(822)5171
(財)千葉県体育協会	263-0011	千葉市稲毛区天台町323 県スポーツ科学総合センター2F	043(254)0023
(財)東京都体育協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館5F	03(3481)2422
(財)神奈川県体育協会	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内	045(311)0653
(財)山梨県体育協会	400-0836	甲府市小瀬町840	055(243)3111
(財)新潟県体育協会	950-0933	新潟市中央区清五郎67-12 東北電力ビッグスワンスタジアム内	025(287)8600
(財)長野県体育協会	380-0872	長野市大字南長野字聖徳545-1 県スポーツ会館内	026(235)3483
(財)富山県体育協会	930-0887	富山市五福5区1942 アオイスportsハウス内	076(431)9150
(財)石川県体育協会	920-0355	金沢市稚日野町北222番地いしかわ総合スポーツセンター内	076(268)3100
(財)福井県体育協会	918-8027	福井市福町3-20 福井県営体育館内	0776(34)2719
(財)静岡県体育協会	422-8004	静岡市駿河区国吉田5-1-1	054(265)6464
(財)愛知県体育協会	460-0007	名古屋市中区新栄1-49-10 県教育会館内	052(264)1010
(財)三重県体育協会	510-0261	鈴鹿市御園町1669 県営鈴鹿スポーツガーデン内	059(372)3880
(財)岐阜県体育協会	502-0817	岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058(297)2567
(財)滋賀県体育協会	520-0037	大津市御陵町4-1 滋賀県立スポーツ会館2階	077(521)8001
(財)京都府体育協会	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都府テルサ内	075(692)3455
(財)大阪体育協会	556-0011	大阪市浪速区難波中3-4-36 大阪府立体育会館内	06(6643)5234
(財)兵庫県体育協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館6階	078(332)2344

団体名	郵便番号	住所	電話番号
(財)奈良県体育協会	630-8501	奈良市登大路町30	0742(22)5791
(社)和歌山県体育協会	640-8262	和歌山市湊通丁北1-2-1	073(431)3982
(財)鳥取県体育協会	680-0944	鳥取市布勢146-1 布勢総合運動公園内	0857(28)1288
(財)島根県体育協会	690-0015	松江市上乃木10-4-2 島根県立水泳プール内	0852(21)5388
(財)岡山県体育協会	700-0012	岡山市北区いずみ町2-1-3 桃太郎アリーナ岡山県広域スポーツセンター内	086(256)7101
(財)広島県体育協会	730-0011	広島市中区基町4-1 県立総合体育館内	082(221)4600
(財)山口県体育協会	753-8501	山口市滝町1-1 県政資料館2階	083(933)4697
(財)香川県体育協会	760-0004	高松市西宝町2-6-40 県教育会館4階	087(833)1580
(財)徳島県体育協会	770-0939	徳島市かちどき橋1-41	088(655)3660
(財)愛媛県体育協会	790-0843	松山市道後町2-9-14 愛媛県県民文化会館別館内	089(911)1199
(財)高知県体育協会	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎	088(873)6263
(財)福岡県体育協会	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 県立スポーツ科学情報センター内	092(629)3535
(財)佐賀県体育協会	849-0923	佐賀市日の出2-1-11 県スポーツ会館内	0952(30)7716
(財)長崎県体育協会	852-8118	長崎市松山町2-5 県営野球場内	095(845)2083
(財)熊本県体育協会	861-8012	熊本市平山町2776 県民総合運動公園陸上競技場内	096(388)1581
(財)大分県体育協会	870-0908	大分市青葉町1 県立総合体育館 スポーツ交流館内	097(504)0888
(財)宮崎県体育協会	889-2151	宮崎市大字熊野字島山1443-12 県総合運動公園スポーツ会館内	0985(58)5633
(財)鹿児島県体育協会	890-0062	鹿児島市与次郎1-4-20	099(255)0146
(財)沖縄県体育協会	900-0026	那覇市奥武山町51-2 体協会館内	098(857)0017
(財)日本体育協会	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内	電話番号 03(3481)2240
		ドーピング防止ホットライン	ファクス 03(3465)0678

付録-5 薬についての問い合わせ 薬剤師会ドーピング防止・ホットライン

名 称	電話番号	FAX番号
ほっかいどうおくすり情報室	011-815-0093	011-831-6133
青森県薬剤師会薬事情報センター	017-742-8822	017-743-7075
岩手県薬剤師会くすりの情報センター	019-653-4591	019-653-4592
宮城県薬剤師会くすりの相談室	022-391-1175	022-391-6630
秋田県薬剤師会くすり110番	018-834-8931	018-835-2576
山形県薬剤師会 くすりの110番	023-622-3550	023-625-3970
福島県薬剤師会薬事情報センター	024-549-2203	024-549-2209
茨城県薬剤師会 くすりの相談室	029-225-9545	029-227-2824
栃木県薬剤師会薬事情報センター	028-658-9877	028-658-9847
群馬県薬剤師会薬事情報センター	027-243-6650	027-223-5308
埼玉県薬剤師会情報センター	048-653-4466	048-667-5580
千葉県薬剤師会薬事情報センター	043-247-4401	043-247-4402
東京都薬剤師会 薬事情報課	03-3295-9532	03-3295-2333
神奈川県薬剤師会薬事情報センター	045-751-7066	045-751-4460
新潟県薬剤師会薬事情報センター	025-281-7730	025-281-7735
富山県薬剤師会 くすり相談	076-422-3111	076-422-3633
石川県薬剤師会薬事情報センター	076-231-6711	076-231-6721
福井県薬剤師会薬事情報センター	0776-61-6566	0776-61-6561
山梨県薬剤師会薬事情報センター	055-255-1507	055-254-3401
長野県薬剤師会医薬品情報室	0263-34-5511	0263-34-6177
岐阜県薬剤師会ぎふ薬事情報センター	058-247-5122	058-247-5757
静岡県薬剤師会医薬品情報管理センター	054-281-9998	054-203-2028
静岡県薬剤師会 高齢者くすりの相談室	054-281-9989	054-203-2028
愛知県薬剤師会 薬事情報室	052-231-2261	052-222-3326
三重県薬剤師会 薬の相談テレホン	059-228-1113	059-225-4728
滋賀県薬剤師会薬事情報センター	077-565-3535	077-563-9033
京都府薬剤師会薬事情報センター	075-525-1511	075-525-2332
大阪府薬剤師会 おくすり相談窓口	06-6947-0709	06-6947-5487

名 称	電話番号	FAX番号
兵庫県薬剤師会薬事情報センター	078-341-6089	078-341-6099
奈良県薬剤師会薬事情報センター	0742-27-6072	0742-24-1291
和歌山県薬剤師会薬事情報センター	073-433-0166	073-424-3353
鳥取県薬剤師会薬事情報センター	0859-38-1411	0859-38-5758
島根県薬剤師会 薬事センター	0853-23-6321	0853-21-9504
岡山県薬剤師会薬事情報センター	086-294-9080	086-294-9056
広島県薬剤師会 薬事情報センター	082-243-6660	082-248-1904
山口県薬剤師会 くすりの相談室	083-923-1193	083-924-7704
香川県薬剤師会薬事情報センター	087-834-0205	087-835-3326
徳島県薬剤師会薬事情報センター	088-655-0025	088-625-5763
高知県薬剤師会情報センター	088-820-5011	088-820-5010
福岡県薬剤師会 くすりなんでもテレホン	092-271-1585	092-281-4104
佐賀県薬剤師会薬事情報センター	0952-23-2771	0952-23-8941
長崎県薬剤師会 薬相談窓口	095-846-5918	095-846-5918
熊本県薬剤師会 医薬品情報課	096-274-5333	096-274-0311
大分県薬剤師会薬事情報センター	097-544-9512	097-544-8060
宮崎県薬剤師会薬事情報センター	0985-27-0129	0985-29-8127
鹿児島県薬剤師会薬事情報センター	099-257-2515	099-257-2516
沖縄県薬剤師会 おくすり相談室	098-963-8935	098-963-8937
日本薬剤師会 消費者薬相談窓口	03-3353-2251	03-3353-8160

ドーピング防止のための選手必携書

発行日：平成22年12月27日

発行：財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

〒115-0056 東京都北区西ヶ丘3-15-1

国立スポーツ科学センター内

財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



Japan Anti-Doping Agency

<http://www.anti-doping.or.jp>

公式スポンサー

大塚製薬



おいしさ、そして、いのちへ。
Eat Well, Live Well.

AJINOMOTO®

森永製菓

明治乳業 明治製菓

